

国際協力における環境社会配慮～NGOの立場から～

(特活) メコン・ウォッチ代表理事 Satoru Matsumoto
(JICA 環境社会配慮審査会委員) 松本 悟

私は1992年から4年間、ラオスで農村開発や森林保全の草の根協力活動に携わった。その中で頭を離れなかったのは、貧しい人たちを支援するのが援助なのに、なぜそういう人たちを犠牲にするODAプロジェクトがあるのか、という疑問だった。ダム、道路、灌漑など立ち退きや生態系の破壊につながるインフラ開発だけでなく、植林や帰還難民プロジェクトなど環境・人道支援の衣をまとった援助ですら、現地の住民や環境に深刻な悪影響を及ぼしていた。そうした問題をなくしたい、そんな思いで99年にメコン・ウォッチの活動を始めた。ODAプロジェクトの影響住民や住民組織・NGOと連携し、問題の解決を日本の援助機関や監督官庁に働きかける中で、私がすぐに直面した困難は、もともとODAの政策の中に問題の未然防止や指摘された問題の調査・解決のための手続きがほとんど書かれていないことだった。現地から訴えられた問題を援助機関や日本政府に伝えても、「ご意見承りました」「現地国政府に伝えておきます」で終わってしまう。裏付け調査をしようとしても、情報はほとんど公開されていなかった。「相手国政府との関係を損ねるので公開できません」というのが決まり文句だった。

そんな折、国際環境NGOのFoE-Japanが、国際協力銀行(JBIC)の環境ガイドライン改定を働きかけていることを知った。日本でODA改革の活動をしているNGOの間では、ガイドラインは拘束力がないし抜け道はいくらでもあるから問題解決につながらない、という意見が大勢だった。確かにその懸念はあるし、ガイドラインが特効薬だとは誰も思っていないだろう。むしろ、ガイドラインへの期待は、悪影響を受ける住民や問題解決を働きかけるNGOの要求の根拠を明記させることだった。すなわち「ガイドラインのここに書いてあるのだから対応すべきだ」と言えること、である。ODAプロジェクトのどの段階で援助機関は何をしなければならないのか、外部から問題の指摘があった場合はどうしなければならないのか、

それらを明確にさせたかった。それによって、援助機関の自浄作用以上に、問題を認識した住民やNGOがガイドラインを根拠に行動を取りやすくすること、それが環境ガイドライン改定への期待だった。

新しい環境社会配慮ガイドラインが施行されてJBICは1年半、JICAは1年が経過した。それぞれの組織内で起きている変化は本特集で他の方が報告すると思うので、ここでは現段階で考えるべき課題を1つだけ挙げたい。それは、両機関のガイドラインについて被援助国の市民社会はほとんど知らされていないことである。ガイドラインは援助機関の自浄作用を促すだけでなく、NGOなどが問題解決を効果的に働きかけることを可能にする。この2つは車の両輪であり、影響を受ける住民やNGOがガイドラインを理解しておくことは不可欠である。にもかかわらずJBICもJICAも、途上国政府には熱心に説明する一方で、ガイドラインのもう片方の「利用者」である住民グループやNGOには積極的に説明をしていない。また、ガイドラインの現地語訳も検討していない。これでは、ガイドラインはプロジェクトを推進するための方便だとの批判を招きかねない。施行以来、我々は英語や現地語での情報発信を求め続けたが、対応は極めて消極的である。そこで昨年『Protect Yourself from Destructive Development』という英文のハンドブックを作成した。被援助国の住民グループやNGOが、JBICのガイドラインを使って自らの権利や生活を守るために何ができるかを平易なことばで解説したもので、各国のNGOによってそれぞれの言語に翻訳され始めた。このハンドブックを手にした人たちの多くが「本来は援助機関が行うべき広報活動だ」と話している。その通りである。形が整った環境社会配慮ガイドラインに命を吹き込むのは、被援助国の実施機関と市民社会である。JBICやJICAはそのことを認識し、ガイドラインの現地語訳や現地説明会を早期に開催すべきである。